

## 男性合衆国市民を父とする海外で出生した子の 市民権取得に関する米国最高裁判例

(Session, Attorney General v. Morales-Santana (137 S. Ct. 1678 (2017)))

－市民権の承継に関する性別に基づく異なる取り扱いが  
差別に当たるとされた事例－

松澤幸太郎

### はじめに

国家は国民・領土・主権の要素から成立し、また国家が人間の集団の一類型であることからすると、国民の要素は、最も重要な国家の構成要素と考えられる。また、国家が一時的な存在ではなく、継続的に存在するものと考えたとすると、国家の構成員としての国民の地位が、だれに、どのようなルールに従って承継されるかは、国家にとって重要な関心事項である。

この点に関し米国の合衆国憲法修正第14条は「合衆国において出生し、または合衆国に帰化し、その管轄権に服する者は、すべて合衆国及びその居住する州の市民である。」として、いわゆる出生地主義を採用し、合衆国で出生した者は、合衆国市民となることを規定している。他方で米国法においては、合衆国で出生した者以外に、合衆国外で出生した合衆国市民の子にも、合衆国市民権が承継される旨を規定している<sup>1</sup>。具体的にこのような場合としては、例えば、子の両親が合衆国市民である場合と子の親の一方が合衆国市民で他方が外国人である場合があり、さらに後者については、子の父が合衆国市民である場合と子の母が合衆国市民である場合が考えられる。なおこれに加えて子が親の嫡出である場合と非嫡出である場合、さらに親の婚姻と子の出生が前後する場合もあり、これらの場合等も考えると、実際には各種の事例があることになる<sup>2</sup>。

---

1 8.U.S.C. § 1401.

2 以上のほか、合衆国の属領 (outlying possession) の合衆国国民 (national) 定義について

本稿ではこのうち、合衆国外で出生した、合衆国市民の父と外国人の母の子への合衆国市民権の承継に関する、最近の合衆国連邦最高裁判所の判例を検討する<sup>3</sup>。

## 1. 事案の概要

本件で連邦最高裁判所の判断の対象となった、米国移民国籍法第1401条第（a）項（7）号（8.U.S.C. § 1401（a）（7）（1958年当時）；Immigration and Nationality Act Sec. 301）<sup>4</sup>は、合衆国市民である男女が婚姻し、海外でその子が出生した場合、米国市民権を取得する条件として、当該子の親である男女が子の出生前に10年間、そのうちの5年間は14歳になってから合衆国に所在していることを求めており<sup>5</sup>、また、同法 第1409条第（a）項（8.U.S.C. § 1409（a）（1958年当時））は、同一のルールが合衆国市民である男と外国人である女の間で海外で出生した子にも適用されるとしていた。また同法第1409条第（c）項（8.U.S.C. § 1409（c）（1958年当時））は、合衆国市民の女と外国人の男の間に海外で出生した子については、当該合衆国市民の女が、子の出生の前に1年合衆国に所在していることのみを求めるとする例外を規定していた。

本件は、1962年にドミニカ共和国で出生し、1975年13歳の時に合衆国に移住し、それ以来居住していた被上告人（Luis Ramon Morales-Santana）が、その生物学的な意味での父（Jose Morales）が合衆国市民であることに基づいて自身が合衆国市民権を保有している、と主張した事件である。具体的な事実の詳細は以下のとおりである。

被上告人の父 Jose は、1900年プエルトリコで出生し<sup>6</sup>、満19歳になる誕生日の20日前にドミニカ共和国に移住した。このことから当該父は移民国籍法第1401条（a）項7号の規定する14歳になってから5年間合衆国に所在していることを求める要件

---

（8.U.S.C.A. 1101（a）（21）（22））と合衆国市民の間の子にかかわる例もある。

3 一般に国家への所属を表す文言として「国籍」あるいは「市民権」の文言があるが、判例の訳等において本稿では、文脈に応じて適宜使い分ける。なおこれらの文言の整理に関しては、拙著『近代国家と市民権・市民的権利』第1章第3節第3項（信山社 2016）。

4 <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-66/pdf/STATUTE-66-Pg163.pdf#page=73>

5 なお連邦議会は2012年にこの居住期間を、少なくとも5年間、そのうちの2年間で14歳を超えてから、とするように緩和している。

6 米国の移民国籍法上プエルトリコは、米国の一部であり、そこで出生した者は、生来的に合衆国市民権を取得する。8.U.S.C. § 1101（a）（38）。

を満たすことができなかった<sup>7</sup>。当該父は、ドミニカ共和国でドミニカ人女性と居住し、当該女性は被上告人を出産した。その後当該父は、当該女性と婚姻し、被上告人の父であること認め、被上告人の出生届にその名を記載した。

2000年に政府は、上記のとおり被上告人の父が移民国籍法上の居住要件を満たしていなかったことから、複数の犯罪を行った被上告人を外国人として、国外退去を求めた。移民判事（immigration judge）は被上告人が合衆国市民権を保有しているとする主張を認めず、被上告人を国外退去とする判断を下した。その後被上告人は、その父の市民権に基づき、自らを合衆国市民であるとする被上告人の主張を政府が認めないことは、合衆国憲法修正第5条のデュー・プロセス条項に基づく法の平等保護に反する、と主張して、さらなる法的手続きを開始した。移民不服審査委員会（Board of Immigration Appeals）は、被上告人の主張を認めなかったが、第二巡回控訴裁判所は、同委員会の判断を覆し、被上告人の主張を認め、婚姻していない母と父の異なる扱いを違憲と判断し、また、被上告人は、その父から合衆国市民権を承継すると判断した<sup>8</sup>。このことから連邦政府は、最高裁判所に上告した。

## 2. 判旨

本件では、親からの合衆国市民権の承継に関する性差に基づく差別の存在を子が主張できるか<sup>9</sup>、本件についてどのような審査基準を適用するか<sup>10</sup>等の論点もあるが、本稿では、合衆国市民権の承継に関する男女間の条件の相異と差別の論点と、当該論点から生じる問題に対する対応の論点について検討することとし、判旨も以下の通り関連部分を紹介する<sup>11,12</sup>。

---

7 ただし当時ドミニカ共和国は、米国の施政下であり、このことから被上告人は、父の合衆国市民権を承継している、と控訴審で主張した。

8 Luis Ramon Morales-Santana v. Lynch, 804 F. 3d 520 (2015).

9 137 S. Ct. 1688.

10 Id.; 137 S. Ct. 1692.

11 本件判決では、多数の連邦最高裁等の判決が引用されているが、読みやすさの観点から、これらの引用は省略する。

12 本件判決には、Alito 裁判官の加わった Thomas 裁判官の同意意見が付されている。同意意見は、控訴審の判断に反対する点で、法廷意見に同意するとするもので、法廷意見と同様、婚姻していない女性合衆国市民に関する、米国における1年の居住の要件を満たすことで、その市民権をその子に承継させることができるとする第1409条（c）項の規定を、男性合衆国市民に関しても適用することは、適切な平等保護違反に対する対応ではなく、またそもそも裁判所は、そのような権限を有していない、とするものであった。

(1) 本件の被上告人である Luis Ramón Morales-Santana は、ドミニカ共和国で生まれた。その際彼の父は、第1401条 (a) 項 (7) 号が求める合衆国に所在すべき期間に20日足りない期間滞在していた。ドミニカ共和国への国外退去命令に対し被上告人は、連邦憲法修正第5条の規定する平等保護の原理に従って、被上告人は合衆国市民であると主張した。当裁判所は、連邦議会が設定した性別による差異は、政府に「法の下での平等」を求める要請と両立しないと判断する。もっとも当裁判所は、第1409条 (c) 項の定める婚姻していない母に関し、第1407条 (a) 項 (7) 号及び第1409条 (a) 項の定める本則を適用することはできない。それゆえ当裁判所は、連邦議会が、婚姻している、あるいは婚姻していない、一方が合衆国市民で他方が外国人である親の事例に対して統一的な10年、1年あるいはその他の期間の合衆国における所在期間の要件を設定することを求める。なおそのような要件の設定がなされるまで、政府は性差に基づく差別が生じないように当該規定が適用されることを確保しなければならない。

(2) 第1401条及び第1409条は、男性と女性の差異に関する過度に一般化された考え方に基づいているが、今日このような「すべての性差に基づく差別」は高い審査基準の適用対象とされる。

1970年代以降当裁判所は、「親の性に基づいて」利益を与え、あるいは利益を否定する法は、性差に基づく異なる扱いと認め、憲法の保障する平等な保護の下で、高い審査基準の適用対象としてきている。

父と母に関して異なるルールを規定している第1409条は、他の事件で当裁判所が違憲と宣言してきた区別の類型に当たる。そしてこれらの事件と同様、高い審査基準が適用される。性差に基づく異なる扱いをする法律を擁護するためには、すでに繰り返し述べてきているように、「強い正当化」が求められる。

(3) 性差に基づいて異なる扱いをしている法律を擁護しようとする場合、「少なくとも、当該区別が、重要な政府の目的に貢献し、また、採用される差別的な手段が、実体的にその目的の実現に関係していなくてはならない。」さらに、当該区別は、今日実体として政府の重要な利益に貢献しなければならない。というのも、平等原則について解釈する際、当裁判所は、かつては認識されず、反対もされなかった、正当化されがたい不平等を、新たな見識と社会的理解が明らかにしてきている、と考えるからである。本件について政府は、この「強い正当化」を提供していない。

(4) 1940年移民国籍法が制定された際、その第1409条によって議会は、婚姻して

いない親から海外で出生した子の市民権に関する1世紀半の沈黙を破った。この当時、半分習慣として、今日では認められない理解が、我が国の市民権法において優位を占め、また、それが司法及び行政の判断を基礎づけていた。すなわち、婚姻において、夫は優位にあり、妻は従属する、という考え方である。またこの当時、婚姻していない母は、自然的、あるいは単独で、その子の保護者であった。

そのような婚姻における男性の優位性という確立した原則の下で、夫は妻とその子を支配下においた。1915年当裁判所は、このような考え方が古より米国の原理である、と判断している。20世紀初頭、男性市民はその妻に自動的に市民権を与えることができた。しかしながら女性市民は、その夫に市民権を与えることができなかった。実際のところ、外国人と婚姻した女性は国籍をはく奪された。また合衆国市民もしくは合法に永住権を取得した居住者の家族は、入国要件を満足させることを免除されたが、それは、当該合衆国市民あるいは永住権を取得した居住者が男性の場合のみであった。なお1790年から1934年の間、婚姻した男女の外国で出生した子が合衆国市民権を取得するのは、その父を通じてであった。

婚姻していない男女の場合、父が基準とされる伝統はなくならなかった。もっとも、母は子の自然的あるいは独自の保護者とされた。コモン・ローでは母だけが、婚姻していない親の子の自然的保護者とされた。そしてこの理解に沿って、20世紀初頭国務省は、法律上の根拠なく、時に婚姻していない母から子に合衆国市民権を承継することを認めた。

1940年移民国籍法において議会は、婚姻している両親に関し父を基準として合衆国市民権を承継する考え方を放棄したが、婚姻していない親については、母のみが保護者となる考え方に基づく法律を規定した。この点に関し、ルーズベルト大統領の下の行政機関は、婚姻していない親の子の母は、父の立場に立ち、推定上の父に対抗して子の監護権を保持し、また管理権を有することになり、自然的保護者としてそれらを維持する義務を負う、とした。

このような母を自然的保護者とする考え方に基づくと、第1409条の規定する性別に基づく居住要件の差異のある規定は理解できる。外国で出生した子が米国人というよりは外国人としての性質を身につけることを懸念した政府は、合衆国とより長い期間関係のある合衆国市民である親は、外国人の親の影響を排除すると考えた。また、外国で出生した子の合衆国に対する親密さに関する懸念は、典型的な考え方によれば、ほとんどその生まれた子の面倒を見ず、また接触もしない、婚姻してい

ない合衆国市民の父の扱いについても説明する理由となる。しかしながら、婚姻していない母については、より長期の居住要件による保護は必要ないとされている。ここでは、外国人である父が、その外国的形質を子に継受することは考慮の範囲外におかれている。

(5) 半世紀近く当裁判所は、男性と女性間での異なる才能、能力、嗜好に関する過度の一般化に基づく法に関して疑念を示してきた。特に、仮に当該法の目的が、「性差に関する役割分担や能力に関する、固定化した考え方」に基づき、ある一方の性に属する者を排除する、あるいは「保護する」ものである場合、当該目的自体が正統ではないとしてきた。

このような時として生じる理解に関し当裁判所は、婚姻していない親から生まれた子に関し責任を負うことについて、婚姻していない父は、婚姻していない母と比較して常によりその能力がない、という時代遅れの考え方に基づいて、「重要な政府の利益」が達成されることはない、と判断してきた。当裁判所は、このような考え方の過度の一般化は、確かに多くの人々が従っているものかもしれないが、抑圧的な効果を有する、と考えている。女性の家庭における役割に関する典型的な考え方に基づいて一定の利益を与えあるいはそれを否定する法律は、当裁判所の考えによれば、第一に家族の面倒を見ることを女性に強いる差別の自律的なサイクルを形成する可能性があるものと考えられる。またそのような法律は、子供の世話をする男を不適切に扱うものである。1971年以来当裁判所が形成してきた平等にかかる法原理に基づき評価すると、第1409条 (a) 項及び (c) 項は、驚くほど時代遅れである。

(6) 当裁判所がそれでもなお被原告人の平等権の主張を否定すべきとして政府は、三つの事件を引用している。しかしながらこれらの事件は、本件の前例となるものではない。

まず *Fiallo v. Bell* 事件<sup>13</sup>において問題となった1952年法は、女性合衆国市民（あるいは合法的な永住権者）の外国人である子と、合衆国市民である子の婚姻していない外国人の母に、入国管理に関する特別な待遇を与えていた。この事件では、婚姻していない父とその子が、平等権を主張して、同様の待遇を求めた。最低限の審査基準（合理性に基づく審査の基準）を適用して、当裁判所は、外国人の入国許可

---

13 430 U.S. 787 (1977).

あるいは国外退去に関する連邦議会の広範にわたる権限の法理に基づいて、問題とされた法律を合憲とした。しかしながら、今回の件は、外国人の入国に係る措置に関しては論点とされていない。被上告人は、出生以来現在も、合衆国市民であると主張している。当該主張を検討して、当裁判所は、Fiallo v. Bell 事件のように、審査基準の適用は主張していない。

Miller v. Albright 事件<sup>14</sup>と Nguyen v. INS 事件<sup>15</sup>で平等権侵害と主張された規定は、婚姻していない女性合衆国市民には求めていないが、男性合衆国市民には、その外国で出生した子に合衆国市民権を承継させるために、当該子を養育する旨の宣言をすることを求めていた。Miller v. Albright 事件では法廷意見が形成されなかったことから、当裁判所は Nguyen v. INS 事件で再度同一の事例を取りあげた。当該事件において当裁判所は、母が出産によって示すような、生物学的な親子関係の存在を確保するための簡単な方法によって、父に親としての確認を求めることは正当であるとした。なおこの父親による親子関係の確認に関し本件被上告人は、新たな主張をしておらず、また政府は、被上告人の父が、被上告人の母と婚姻することによって、この要件が満たされているとして、特に争っていない。

Miller v. Albright 事件と Nguyen v. INS 事件における親子関係の確認と異なり、本件で問題となっている物理的な所在に関する要件は、子の出生以前の合衆国における親の米国における所在期間に関するもので、子にかかわる親と子の関係についての要件ではない。本件控訴審が明らかにしたように、子に市民権に係る価値を承継するために、男性は女性と比較してそれ以上の期間を合衆国で過ごすことは必要ない。また Nguyen v. INS 判決における親子関係の確認と異なり、第1409条 (a) 項の定める年齢を基準とした物理的所在要件は、「最小」とはいえない。

(7) 第1409条 (a) 項及び (c) 項に示される、男性と女性にかかわる考え方にかかわらず、政府は次の二つの重要な目的を主張している。

- (i) 市民となるべき子と合衆国の関係性の確保。
- (ii) 無国籍の防止、すなわち、子が国籍をまったく持たなくなることの防止。

連邦議会が第1409条によってこれらの目的を達成することを意図していたとしても、これらの論理は高い審査基準の適用を切り抜けられるものではない。

(8) まず政府の主張する、第1409条 (a) 項及び (c) 項の定める性差による異な

---

14 523 U.S. 420 (1998).

15 533 U.S. 53 (2001).

る扱いは、海外で出生した子が、合衆国市民権を出生において与えるのに十分な強さの合衆国との関係を保障するという主張に関して検討する。思うに政府は、婚姻していない男は、婚姻していない女よりも米国の価値を吸収するのに、より時間がかかるということをも主張していないし、主張することもできない。その代わりに政府は、Flores-Villar 事件<sup>16</sup>では主張しなかったことを主張している。

婚姻していない母は、子の出生時に、法的に認定された唯一の親である、と政府は主張する。合衆国市民である父は、後に、第二の親として関係を有するに至る。外国人の母からの競合する国家の影響を考慮すると、より長い物理的な合衆国との関係が婚姻していない父に求められる、と政府は主張する。また政府は、議会は、両者が合衆国市民である婚姻した組み合わせと婚姻していない合衆国市民の母をまとめて考え、婚姻していない男性合衆国市民と、一人は合衆国市民で、もう一人は外国人である婚姻した組み合わせを合わせて考え、本件の対象とされている条項を規定したと主張する。

このような考え方の基底には、婚姻していない合衆国市民の母との間で、海外で生まれた子に関し外国人の父は、親としての責任を果たさない、という考え方がある。実際には、外国人の父と、当該父と婚姻していない母の間に生まれた子との関係によっては、「競合する国の影響」が生じ、政府の見解に従うならば、婚姻していない合衆国市民の母には要求されていないが、父には要求されている、一定期間の所在期間が求められることになる。おおよそ性差に関して中立的とはいえない、このような考え方は、婚姻していない父は、その子の面倒をみない、あるいは、その子と他人である、という理解と整合するものである。このような不適切な性格付けは、しかしながら、平等原則に基づく保護に係る審査を超えることができるものではない。

仮に議論のために、連邦議会が、異なる物理的な所在に関する要件を、外国で出生した婚姻していない親から生まれた子と合衆国の関係を確保する利益を確保するために設定したとしても、このような性別に基づく手法は、意図された結果を達成することに貢献しない。というのも、この規定によっても、仮に母が、子を出産する前にいずれかの時点で、合衆国に少なくとも1年継続して住んだことがある合衆国市民ならば、合衆国と何の関係もない子に、合衆国市民権を承継することが出来

---

16 United States v. Flores-Villar, 536 F.3d 990 (2008); Flores-Villar v. United States, 564 U.S. 210 (2011).

るからである。これは、合衆国市民である母が、この出産後直ちに、その子の外国人の父と婚姻し、その後子と共に合衆国に戻らなかったとしても生じる。同時に、このような法制度は、第1401条第(a)項(7)号の定める物理的所在期間の要件を、ほんの短期間分満たせなかった父について、たとえ当該父が子の出生後その日に認知し、かつその後その子を合衆国で育てても、その市民権を子へ承継することを認めないことになる。このような性別に基づく制度については、目的と手段の緊切な関係性を見いだすことは出来ない。

(9) また政府は、第1409条(a)項と(c)項の差異は、合衆国市民の外国で出生した子が無国籍になるリスクを避けるために策定したものである、と主張する。政府は、そのリスクは、婚姻していない合衆国市民が母の場合の方が、父の場合よりも大きいと主張する。しかし、無国籍となるリスクに関する懸念が、異なる合衆国における物理的な所在要件を生じさせるとすることを信じる理由はほとんどない。また政府は、無国籍になるリスクが、特に合衆国市民である母の子について高い、ということを示していない。

控訴審が指摘しているように、一つの例外を除いて、1940年法及び1952年法に関する議会で行われた聴聞及びそれらに関するレポートは、無国籍に関し触れていない。無国籍の発生を減らすことは、1940年法のほかの部分の目標であった。しかしながら、第1409条の規定する性別に基づく二分法の正当化の根拠は、子の状況ではなく、婚姻していない親の子の「自然的保護者」である母の役割だった。

政府の主張する無国籍のリスクに関する議論に違法性を帯びさせるのは、根拠のない想定である。政府は「(父の国籍を出生時に子に取得させないことによって)合衆国市民の母の子を無国籍とするリスクにさらす状態におく外国法は、合衆国市民である父の子を、母の市民権を取得させることで、無国籍となることから保護する。」と主張する。しかしながら政府は、子の「保護」に関する現実を示していない。またそのような状況があったとするならば、外国法によって婚姻していない母がその子に市民権を承継させることに対する強力な障害があることを政府は認識していたと思われる<sup>17</sup>。

2014年国際連合高等弁務官事務所（UNHCR）は、無国籍者をなくすための2024

17 ここで本判決は、子が無国籍になるリスクに関し、一方の親が男性合衆国市民である場合と女性合衆国市民である場合のいずれが高いかについて専門家が、現実の外国の立法例を参照すると、合衆国市民の父に関するリスクの方が、母のそれよりも大きいとしているとの見解を紹介している。137 S.Ct. 1678, 1697.

年までの10年間のプロジェクトを開始した。国籍法における男女の差別が無国籍者の発生の主要な原因であるとの認識のもと、UNHCRは、当該プロジェクトの主要な要素として、そのような法律の性差に基づく差別の排除をその目的とした。この観点からすると、市民権の子への承継に関する婚姻していない女性と男性の異なる扱いを、排除することではなく、維持することの理由として、無国籍のリスクがあるということは認められない。

結局政府は、第1409条（a）項あるいは（c）項の規定する居住あるいは年齢に係る性差による差異について、「特に説得的な」理由を示すことができていない。したがって当裁判所は、このような異なる基準は、憲法の下で、男性と女性の市民に、平等の尊厳と地位を認めることを政府に求める憲法の下での審査を越えられるものでないと判断する。

（10）婚姻していない父に対して、婚姻していない母との比較で、より長い物理的所在期間を求めることに関する平等保護にかかわる欠陥が明らかになったが、当裁判所は、被上告人が求める、婚姻していない母親に与えられている、1年間の物理的な合衆国における所在を求めるという第1409条（c）項の定める要件を、被上告人の父にも認める権限を有していない。

当裁判所の示すところによれば、第1409条（c）項が規定するように、ある法律がある集団（本件の場合には婚姻していない母とその子）を優遇し、その他の者（本件の場合には婚姻していない父とその子）にその利益を否定する場合、二つの対応があり得る。すなわち、当該法律の無効を宣言し、立法府が優遇しようとしていた集団にその利益が及ばないようにするか、あるいは、当該法律の適用範囲を拡大して、その適用がないことによって不利な状況にあった者にその利益を与えるかである。平等な扱いが問題とされる場合には、適切な救済措置は、平等な扱いを命じることであり、それはつまり、優遇措置を与えられていた集団に対する優遇をやめるか、あるいは、排除されていた集団にその利益を与えることによって達成される。そして憲法はどのように平等が実現されるかについては、規定していない。どちらの結果を望むかは立法府の意図によるものであり、それは制定されている法律によることになる。

このような事例においては、通常の場合、無効にするよりも利益の適用を拡大することが適切である。例えば、連邦による財政的支援を与える事例において当裁判所は、被差別集団に対する支援を否定する例外を廃止することで、従前否定されて

いた支援の否定を排除して対応している。しかしながら本件においては、差別的例外（本件では、海外で出産した合衆国市民の婚姻していない母に関するより短期間の物理的所在期間）が、区別された集団に関して規定されている。したがって、これに関して、先述のような、差別的例外を排除するという考え方をあてはめると、従前優遇されていた集団に、より長期の物理的所在期間の条件をあてはめることになる。この点を検討するに際し当裁判所は、残りの政策、すなわち、例外ではなく、本則を適用することに対する意図の度合いを検討しなければならなかった。そしてまた、当該制度の廃止の代わりに当該制度の適用を拡大することがこの法制度に及ぼす潜在的な影響の可能性についても検討しなければならなかった。

ここで本則とされるのは、第1407条（a）項（7）号及び第1409条で規定されている、より長期の物理的所在期間の要件であるが、これらは、この国により強く結びついていることを示すものとして、この国に所在することを連邦議会が重視していることを示している。また、当該法制度への影響の可能性は高い。というのも、第1409条（c）項の規定する、1年間の期間の要件を、婚姻していない合衆国市民の父にも適用するようにしたならば、合衆国市民の婚姻している両親に関してより長い期間を求める要件を維持することは非論理的ではないだろうか。婚姻している親の子に対して、婚姻していない親の子との比較で、より不利な扱いを取ることは、議会が意図したものと考えることはできない。

一般的に有利な扱いを拡張することが連邦のかかわる事例における前例であるが、本件に関するすべての要素が、それと異なる方向を示している。したがって当裁判所は、議会が第1409条（c）の例外を廃止して、より長い期間を定める一般的なルールを維持するか、議会の選択にゆだねるべきと考える。

(11) 控訴審が適切に判断した通り、第1401条（a）項（7）号及び第1409条（a）項及び（c）項に示される性差に基づく差別は、平等原則の原理を侵害している。しかしながら、上記の理由で当裁判所は、憲法上の欠点に関して連邦議会が判断して選択するであろう、対処を受け入れることとする。一般的に考えられるのは、より優遇する扱いの適用を拡大することであるが、本件はこのような一般的な事例ではない。ここで優遇措置の適用を拡大することは、第1409条（c）項に議会が規定する特別な扱い、すなわち婚姻していない女性合衆国市民に関する1年間の物理的所在の要件を、例外ではなく、一般的な原則とすることである。他方で、第1407条（a）項（7）号の規定する、大半の、合衆国市民と外国人の両親から海外で出生した子

に適用される、より長い期間の要件は、一般原則とされなければならない。この問題について対応するために、連邦議会は、性別によりいかなる者も優遇され、あるいは不利に扱われるようなことがない、統一的な要件を考案しなければならない。その間政府は、提案されているように、第1401条（a）項（7）号の5年の要件を将来的に向かつて婚姻していない合衆国市民の母の子に関して適用しなければならない。

### 3. 関連判例

判旨の紹介に示されるとおり、合衆国外で出生した合衆国市民の父と外国人の母の子への合衆国市民権の承継に関し最高裁判所は、1998年の *Miller v. Albright* 判決と2001年の *Nguyen v. INS* 判決で扱っている。ここでは、これらの判決の概要を紹介する<sup>18</sup>。

---

18 これら二つの判決のほか本判決は、*Flores-Villar* 事件判決にも言及している。当該事件について最高裁は、理由を示さずに連邦控訴裁判所の判決を認容する判断を示している（564U.S. 210（2011））。

本件は、マリファナの輸入を原因として国外退去とされた被告人が、再度合衆国に不法に入国し逮捕・起訴された際に、自らが合衆国市民であることを主張した事例である。連邦地方裁判所判決及び控訴裁判所判決によれば、本件被告人（控訴人）は、1974年に、当時16歳だった合衆国市民である父と非合衆国市民である母の子としてメキシコで出生した。1999年に当該父は、当該父の母が合衆国市民であったことを理由に、合衆国市民としての証明を得ており、また被告人が出生後2ヶ月の際に合衆国に被告人と共に移住した。

被告人は、合衆国外で出生した合衆国市民の子による合衆国市民権の承継による取得に関する移民国籍法第301条（a）（7）（8 U.S.C.A. § 1401（a）（7））及び第309条（8 U.S.C.A. § 1409）に基づいて自らが合衆国市民であることの証明を合衆国政府に求めたが、政府は、当該被告人の父が、子の出生当時の連邦法が定める、子の出生前に、14歳になってからの5年を含む10年の合衆国における居住要件等を満たしていないとして被告人の請求を不認容とした。

本件では、強制退去とされた被告人が、自らが合衆国市民であることを主張した。本稿との関係では、被告人の父が16歳のときに被告人が出生していることから、被告人の出生までに連邦法が父に求める合衆国における居住要件を満たすことは不可能である一方で、母が合衆国市民の場合には、当該母が米国に一年居住したことがあることと出産の事実のみで、その子に合衆国市民権が継受されることから、このように子の親が父か母かによって異なる条件を連邦法が定めていることが父と母の性差に基づく差別にあたるか、また上記のように子の出生時の親の年齢によって親が居住要件を満たせなくなるのが年齢による差別にあたるかが、連邦憲法修正第5条の *Due Process* 条項との関係で問題とされた。

この点に関し本件連邦地方裁判所（497 F.Supp. 2d 1160（2007）.）は、本文で紹介する *Nguyen* 判決等に依拠しつつ、父と母の場合に関して異なる要件を設ける連邦法の規定は、合衆国市民である母が海外で出生した際に、その子が出生地国の国籍を取得しない状況を避けるために、母に関する条件を緩和しているものであること、父の居住に関する要件に

## （１） Miller v. Albright 判決

1998年連邦最高裁は Miller v. Albright 事件を扱った<sup>19</sup>。本件原告は、フィリピン人の母から1970年に出生しフィリピンで育ち、1991年国務省に合衆国市民としての登録を求めたところ、1992年に国務省は登録を拒否した。その後1992年に Texas 州に住む、当該フィリピン人の母が妊娠した当時合衆国空軍に所属しフィリピンで勤務していた、当該フィリピン人の母と婚姻関係にあったことのない合衆国市民が、原告との親子関係の確認を求めて Texas 州の裁判所に訴えを提起し、裁判所は、当該合衆国市民が原告の生物学的並びに法律上の親であることを認めた。

これを受けて本件原告は、再度合衆国市民としての登録を求めたが、海外で非嫡出子として合衆国市民の父と外国人の母の間に生まれた者は合衆国市民との親子関係の証明を18歳になるまでに取得しなければならないとする移民国籍法の規定する条件を満たしていないとして登録を拒否された。当該登録の拒否に関し原告は、原告が合衆国市民であることの確認を求め、また、親子関係の証明に関し父が合衆国市民である場合と、母が合衆国市民である場合で異なる条件を定める移民国籍

---

については、政府は外国で出生した子と合衆国の間に関係を構築するという重要な公益を有していること、を指摘し、被告人の要求を退けた。

また連邦控訴裁判所（533 F.3d 990（2008））は、完全でない方法ではあるにせよ、子の無国籍を避けるための制度を定めることは必要であって、父と母で、子への市民権の承継に関し異なる要件を定めることは議会の権限の範囲にあるとした。なおこの点に関し控訴人から、無国籍を避けることは認められるとしても、父を不利に扱うことでそれを実現するのは認められない、とする主張がある点に対して裁判所は、Nguyen 判決に依拠しつつ、父と母に求められる合衆国における居住期間が異なることについては、子と父並びに国との関係を形成するという観点から正当化される、と判断した。

また控訴裁判所は、父にのみ、より長い合衆国における居住要件が課されている点に関しては、子と親並びに国との関係を形成するために合衆国に居住することを求めることは不合理でないこと、外国で母が出産した場合、その子は無国籍になるリスクがあることを考えると、このような要件は不合理ではないと判断した。

19 Lorelyn Penero Miller, Petitioner v. Madelene K. Albright, 523 U.S. 420 (1998).

法<sup>20, 21</sup>は、平等の保護を求める合衆国市民である父の権利を侵害するものであるとして訴えを提起した。

本件法廷意見は、合衆国市民である母の非嫡出子と合衆国市民である父の非嫡出子に関し異なる扱いをしている移民国籍法を合憲とし、その理由として次の点を指摘した。

第一に法廷意見は、非嫡出子の親が女性市民である場合、当該女性市民は、妊娠中絶の代わりに出産を決意し、実際に出産しなくてはならず、移民国籍法第309条(c)項(8 U.S.C.A. § 1409 (c))はその選択に対して子に市民権を与える形で報いるものである<sup>22</sup>とした。

これに続けて法廷意見は、非嫡出子の親が男性市民である場合、市民権を子に継受する自らの権利を確保するために当該市民は、出産の決断をする等の必要はなく、移民国籍法第309条(a)項(4)号(8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4))が求めているのは子が18歳になる前に宣誓のもとで書面により、認知することを意図し、またはそれができること、あるいは権限ある裁判所でそれが確認されることだけであると指摘した。そして法廷意見は、非嫡出子の親である市民が子に市民権を承継する際

---

20 移民国籍法第309条(c)項(8 U.S.C.A. § 1409 (c))は、女性合衆国市民の非嫡出子として出生した子について、当該女性合衆国市民が合衆国に1年以上居住したことがあることを条件として、出生により合衆国市民権を取得するとしていたのに対し、男性合衆国市民の非嫡出子として出生した子について移民国籍法第309条(a)項(8 U.S.C.A. § 1409 (a))は、父が合衆国に、14歳以上になってからの2年以上を含む、合計で5年以上の居住を要件とする(8 U.S.C.A. § 1401 (g))ほかに、以下の要件を満たすことを求めている。

- (1) 父子の血縁関係が、明白かつ説得的な証拠によって認められること。
- (2) 子の出生時に父が米国籍を保有すること。
- (3) 子が18歳になるまで経済的援助を子に与えることに父が書面によって同意すること。
- (4) 子が18歳になるまでに以下のいずれかが満たされること。
  - (a) 子とその住所あるいは Domicile を有する場所で嫡出と認められること
  - (b) 父が子を、宣誓のもとで、認知すること
  - (c) 管轄ある裁判所で父子関係が確認されること

原告はこれらの要件のうち、合衆国市民が母の場合(2)以外が課されていないことを争った。これに対し法廷意見は、(1)については政府側も争っていないことから扱わないとし、(3)については、当該要件が規定された1986年以前に原告が出生していることから、当該要件が原告の場合に課されるかどうかは明確でなく、また原告が合衆国市民としての登録を拒否された理由は上記のうち(4)であることから、(3)は関係しないとした。そして結局法廷意見は、(4)について判断した。Id., at 431-432.

21 この点に関連して Breyer 裁判官は、その反対意見の中で移民国籍法第309条(a)項(3)号(8 U.S.C.A. § 1409 (a) (3))が、子が18歳になるまで生活支援をすることを書面で確約することを父に求めている点に関し、当該要件が女性合衆国市民には課されていないことから、この部分も違憲である旨を述べている。523 U.S.420, 487.

22 523 U.S.420, 433.

に課される要件は、当該市民が女性であるときの方が、男性であるときよりも、厳しいものであることは明白であるとし、本件で問題とされている規定が男性市民にとってより厳酷であるとする主張は認められない<sup>23</sup>とした。

第二に法廷意見は、女性市民がその子との血縁関係を証明するには期限の定めがないのに対して、男性市民については子が18歳になるまでにそれをしなくてはならないとされていることについては、女性市民とその子の血縁関係は、出生時すでに形成されるのに対して、男性市民の場合には出生後子が18歳になるまでのいつでも認められることができるということである<sup>24</sup>とその理解を示した。

さらに法廷意見は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は、非嫡出子のうちで出生により市民権を取得する者が、米国民と実際に血縁関係を有することを保証するためのものである<sup>25</sup>とし、市民権の保持を主張する者と、その親である市民の生物学的関係を信頼できる証明により保証することは、国の重要な目的であって、また、この点について男性と女性が異なる状況にあることは否定できず、さらに父子関係について子が18歳になるまでにそれが確認されなくてはならないとされているのは、母子関係についてはすでに明らかであることと同等のことを明らかにするためのものである<sup>26</sup>とした。

なお法廷意見は、第1401条 (a) 項 (1) 号は親子関係が明白かつ説得的な証拠により証明されることを求めており、また、DNA テストが普及したことから、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) 規定の行為が求められているのは不合理であるとの主張に対しては、第309条 (a) 項 (1) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (1)) は特に DNA テストを求めているものではなく、また、DNA テストの方が関係者に負担が少ないとはいえないと思われ、さらに DNA テストの普及にもかかわらず、公式の法律上所定の行為により親子関係の確認を議会が求めるのは認められ

23 *Id.*, at 434.

24 *Id.*, at 435

25 *Id.*

26 *Id.*, at 436. この点について法廷意見は次の点を指摘している。

- 母子関係は出生と共に明白で、典型的には病院の記録あるいは出生証明書で明らかになる一方で、未婚の父と子の間の父子関係は通常、未公開で公式に記録されることもない。
- 仮に、親である市民の性別に関係なくこの出生後30日以内に公式の記録を残すことを求めたとするならば、形式上は「性別中立的な」規制ということになるが、実際には、女性市民にはそれは必要ないものである一方で、男性市民には不利な規制をかけるということになる。

ることであることから、このような主張は認められない<sup>27</sup>とした。

第四に法廷意見は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は、合衆国市民の親とその子の間に健全な関係を醸成することと、外国で出生した子と米国の関係を形成することも目的とするものであるとした。そしてこの点に関し法廷意見は、男性市民と異なり女性市民はその子の存在について了知しており、子の養育を行うことも多く、従って子は市民である母と一定の関係を維持し、また状況によっては母と共に米国に帰来することもある一方で、男性市民は、妊娠から出産まで期間があることから、その子の存在を知らず、子もまた父が誰なのかを了知していない可能性があることを指摘した。そしてこの点を受けて法廷意見は、本件規定は、血縁関係を確認する手続を定め、個人的な関係を持つ機会を求めるものであるとし、さらに海外に多くの軍人が駐留していることを考慮すると、この点は国の重大な利益に関することである<sup>28</sup>とした。

また法廷意見は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は母に比べて父は子と関係を維持する機会が少ない、という争い得ない想定に基づいているとし、さらにこの点に関し、この考え方は両性のそれぞれに属する者についての伝統的な理解の副産物ではなく、外国で出生した子に対して市民権を与える際の男女の能力に関する規範の相違は、男女間の生物学的な相違によって基礎づけられている<sup>29</sup>とした。

以上の本件判決に対しては、いくつかの同意意見と反対意見が出された<sup>30</sup>。

このうちまず Scalia 裁判官の同意意見は、連邦最高裁は、連邦議会が示した判断に基づくことなしに市民権を付与することはできず<sup>31</sup>、また、本件で問題とされた第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の規定を違憲無効としてそれ以外の残余の部分に適用するということは、他の場合にはできるが、連邦議会が完全な権限 (plenary power) を有する市民権の付与については認められない<sup>32</sup>とする

27 *Id.*, at 437. この点について法廷意見は、連邦議会はこの点を見直すことは可能であるが、憲法はそれを求めてはいない、としている。

28 *Id.*, at 438. この点について法廷意見は、本件事例においては、父子の間で連絡があったということは確認できていない、ということを指摘している。

29 *Id.*, at 444.

30 ここで見るほかに O'Connor 裁判官の同意意見がある。同裁判官の意見は、本件上告人は本件で問題とされている非嫡出子に市民権を承継する権利の主張については第三者であり、その権利を援用できない、とする趣旨のものであった。

31 *Id.*, at 453, 456.

32 *Id.*, at 457.

ものであった。

次に Ginsburg 裁判官の反対意見は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は親が子に市民権を承継する能力について性別に基づき違憲に区別している<sup>33</sup>とするものであった。

具体的に同裁判官はまず、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は、一般に母が非嫡出子について責務を負っており、父はそうではないという通俗的な一般的理解に依拠するものである<sup>34</sup>ということを指摘した。

また同裁判官は、海外で非嫡出子を出産した母である合衆国市民の方が海外で出生した非嫡出子の父である合衆国市民よりも、実際に子を育てることが多い、ということには疑義があり、また仮にそうであっても、これにより子を育てる責任を負担した、あるいはそれを逃れた、男性合衆国市民と女性合衆国市民の間で区別することは認められない<sup>35</sup>と主張した。さらに同裁判官は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の目的である、合衆国との密接な紐帯を期待できるということが性別によることなく達成できるならば性別に依拠した区別は認められない<sup>36</sup>としている。

Breyer 裁判官の反対意見は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は、米国人の母よりも米国人の父が市民権を非嫡出子に承継することをより困難にしているという点で、性別に基づく差別を課しており違憲であるとするものであった<sup>37</sup>。

具体的に同裁判官はまず、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は性別に基づく区別をしているが、このような場合、当該区別は重要な政府の目的の達成に係わるものでなくてはならず、またその際に用いられている性別に基づく区別という手段はその目的の達成に実体的に関係してはならないが、この規定はこの基準に沿うものではない<sup>38</sup>と指摘した<sup>39</sup>。

33 *Id.*, at 460.

34 *Id.*

35 *Id.*, at 470.

36 *Id.*

37 *Id.*, at 481.

38 *Id.*, at 482.

39 具体的に Breyer 裁判官は、たとえば本件で問題とされている規定は第一に、親が男性合衆国市民である場合には、子の養育を義務付けているが、女性合衆国市民である場合には、それをしていない、第二に、親が子の養育をしない場合、当該親が女性合衆国市民であればそれでも市民権は承継されるが、男性合衆国市民である場合には、市民権は承継されな

次に同裁判官は、本件法廷意見は第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の目的を、市民であると主張する子と市民である親との生物学的な関係を信頼できる証拠によって証明すること、健全な親子関係を市民とその子の間に醸成すること、合衆国と外国で出生した市民の子の間の関係を保持することであるとしているが、これらの目的が重要なことであることを認めるとしても、それらと当該規定とは関係ないものである<sup>40</sup>とした。

さらに同裁判官は、父と母の子の出生についての認識の相違が重要な相違を生ぜしめるというのは誤った認識に基づくものである<sup>41</sup>と主張した。

## (2) Nguyen v. INS 判決

2001年連邦最高裁は、Tuan Anh Nguyen v. INS 事件<sup>42</sup>を扱った。本件では、Miller v. Albright 事件で扱われた移民国籍法の非嫡出子への合衆国市民権の承継に関する規定<sup>43</sup>が再度議論の対象とされた<sup>44</sup>。

本件原告は、1969年にベトナムで、婚姻関係にない、合衆国市民である父とベトナム人である母の間に出生した。1975年原告は米国に移住し、永住権を取得して合衆国市民である父に Texas 州で養育された。1992年原告22歳の折、原告は犯罪に関与し、Texas 州裁判所で訴追され、その3年後、当時の合衆国移民帰化局

---

いことになる、という事例を挙げ、このことから、当該規定は本文記載の基準を満たさないとした。

40 *Id.*, at 484. Breyer 裁判官は、この点に関連して具体的には、本件で問題とされている規定は、市民権を承継するための条件として、男性合衆国市民が認知などをするか、あるいは子が裁判所で父子関係を認知されなくてはならない、としており、法廷意見はこれを女性合衆国市民が子の出生において取得する出生証明と同等のものとしているが、それを認めるとしても、子が18歳までにそれをしなくてはならないとされていることは首肯できない、という点を指摘している。さらに同裁判官はこの点に関して父子関係の証明は、第309条 (a) 項 (1) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (1)) によって DNA テストでなされればよく、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の要件は不要である、としている。

41 *Id.*, at 485.

42 533 U.S. 53 (2001).

43 8 U.S.C.A. § 1409 (a).

44 本件に関し、本件原告は1969年に出生していることから、判決でも指摘されているように、1986年に制定された移民国籍法第309条 (a) 項 (8 U.S.C.A. § 1409 (a)) が原告に適用されるかは原告の選択により (533 U.S. 53, 60)、もし本規定の適用を選択しなかった場合、本件原告には1986年法以前の法が適用され、本件原告の父が本件原告を嫡出子とし、それに基づいて原告が、自らが市民であることを主張すれば、合衆国市民と認められる可能であったのではないかとする指摘がある。David A. Isaacson, *Correcting Anomalies in the United States Law of Citizenship by Decent*, 47 ARIZ. L. REV. 313, 336 (2005).

（Immigration and Naturalization Service: INS）は、これらの犯罪に基づき原告に対する強制退去手続を開始した。これに対し原告は自身が合衆国市民である旨を移民不服審査委員会（Board of Immigration Appeals）で主張したが、同委員会は移民国籍法の定める上述の要件を満たしていないとして、原告の主張を認めなかった。これに対して提起されたのが本件である。

本件法廷意見は、本件で問題とされているのは、非嫡出子の親である市民が父である場合に、母である場合と異なり、嫡出の確認、認知、あるいは権限ある裁判所での父子関係の確認が求められることであるが、これらを連邦議会が求めたのは、市民権を求める子との出生時における関係が、その父と母では全く異なるからである<sup>45</sup>、とし、これが二つの重要な国の目的によって正当とされるとして、それらについて以下の通り述べた<sup>46</sup>。

まず法廷意見は、第一の国の目的は、生物学的な親子関係が存在していることを確保することの重要性であるとした<sup>47</sup>。そしてこの点について法廷意見は、子の親が母の場合には、出生そのものによって証明されることができ、他方で子の親が父の場合には、子の出生時にその場にいる必要性はないというのは争い得ない事実であり、さらに、仮にその場にいたとしてもその者が父であることは争い得ないことではなく、この点で父と母は、生物学的に異なる状況におかれているので、異なる要件がそれぞれに課されることは認められるとした<sup>48</sup>。

また、父子の血縁関係を明白かつ説得的な証拠によって示すことを求める第309条（a）項（1）号（8 U.S.C.A. § 1409（a）（1））に基づき、DNAテストによりそれが示されれば十分であるという主張に対して法廷意見は、当該規定はDNAテストを求めておらず、また憲法は特定の手段を選択することを連邦議会に求めてもいないことを指摘し<sup>49</sup>、さらに、仮に外見上性別に中立的な方法を採用したとしてもそ

45 533 U.S. 53, 62.

46 なお、本件法廷意見は、性差による区別について平等の保護の観点から審査する際には、当該区別は政府の重要な目的に資するものであり、なおかつその際に選択された手段は実体的にその目的を達成することに関係するものでなくてはならない、とする中間的審査基準で審査している。*Id.*, at 60-61.

この点について本判決で反対意見を述べた O'Connor 裁判官は、同様に中間的審査基準で審査をしているが、当該審査基準で求められるところの二つの要求が満たされていない、として反対意見を述べている。*Id.*, at 74.

47 *Id.*, at 62.

48 *Id.*, at 63.

49 *Id.*

れによってかえって子の父に負担がかけられる可能性があり、その点からするならば性差による区別に基づく方法を採用することは認められるとした<sup>50</sup>。

次に法廷意見は、第二の国の目的は、市民とその市民の子との間に、またそれを通じて当該子と合衆国の間に実体的な紐帯を維持させるような関係を育成する機会があることを証明することであるとした<sup>51</sup>。この点に関し法廷意見は、母は自分の子の存在について了知しており、またそのことによって、実体的に有意義な関係を形成する機会を有しているが、他方で未婚の父は、子の出産に際して、その生物学的特性から、子の存在について了知していない可能性があり、また状況によっては父が特定できない場合もあることを指摘した<sup>52</sup>。またさらに法廷意見は、特に国外で出生した非嫡出子については、海外に駐留する軍人がおり、また海外旅行をする者が増加したことから重要な関心事項となっているとした<sup>53</sup>。

そして法廷意見は、これらの事実は、子が母との関係において有する関係の合理的な代替となる関係を海外で出生した非嫡出子と父が持つ機会を証明することに国が関心を持つことを正当化するとし、またこのような重要な国の目的は単に父子関係の生物学的な存在を示す DNA テストでは、それによって父子の交流を証明することができるわけではないので、達成できないとした<sup>54</sup>。さらに法廷意見は、このような関係が示されない場合に、連邦議会は当該子を市民としないとすることができるとした<sup>55</sup>。そして法廷意見はこれらのことから、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の規定は、主張されるような不合理かつ不適正な分析に基づく定型的な考え方に基づくものではなく、子の出生に際しての父と母のおかれる状況の相違に基づくものであるとした<sup>56</sup>。

なお法廷意見は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) が重要な国の目的を達成することに実体的に関連しているかということについては、その他の市民権あるいは帰化に係わる規定において市民権の保持を求める者と国の関係を保証するために、追加的な要件を求める事例があること、また連邦議会在他に選択しうる手段より、より容易な手段を選択したことに問題はないことから、目的と手

---

50 *Id.*, at 64.

51 *Id.*

52 *Id.*, at 65.

53 *Id.*

54 *Id.*, at 66-67.

55 *Id.*, at 67.

56 *Id.*, at 68.

段は関係があるといえる<sup>57</sup>とした。

以上の法廷意見に対して、Scalia 裁判官と O'Connor 裁判官が反対意見を述べた。Scalia 裁判官の意見は、裁判所が、議会の定めたもの以外の根拠に基づいて、市民権の付与に関する判断をすることは認められない、とするものであった<sup>58</sup>。

また O'Connor 裁判官の意見は、法廷意見に対して、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) は国の重要な目的とは関連がないとするものであった<sup>59</sup>。同裁判官はその理由として、概要次のことを指摘している。

第一に同裁判官は、法廷意見は問題の規定の第一の国の目的として、生物学的な親子関係の確認の重要性をあげているが、当該目的と第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) で選択されている手段の関係を明らかにしていないとした<sup>60</sup>。そして同裁判官は、父子間の血縁関係を明白かつ説得的な証拠で示すことを求める第309条 (a) 項 (1) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (1)) 以上に、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) が求める事項によって、父子間の関係が明らかになると理解するのは困難であるとし、さらに實際上 DNA テストによって生物学的な関係を証明することの確実性からすると、第309条 (a) 項 (1) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (1)) で求められる条件で十分である<sup>61</sup>とした。

第二に同裁判官は、父子間の血縁関係の証明が取得されるべき期間が限定されていることについても疑義があるとした。この点に関し具体的に同裁判官は、DNA テストによれば生物学的な関係が明白になるのに加えて、時間的経過によっても当該証明が影響を受けることはないということからしても、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) が第309条 (a) 項 (1) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (1)) の示すものをより明らかにするとは思われない<sup>62</sup>としている。

第三に同裁判官は、法廷意見は第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) によって達成される第二の国の目的として、市民とその市民の子との間に、またそ

---

57 この点に関して法廷意見は具体的には、当該法条の要求する手続を子が18歳までにすればよいとされていることを指摘している。*Id.*, at 71. またこの点に関連して、法廷意見は、当該法上による手続のみが市民権取得のための手続ではないことも指摘されなくてはならない、としている。

58 *Id.*, at 73.

59 *Id.*, at 74.

60 *Id.*, at 79.

61 *Id.*, at 80.

62 *Id.*

れを通じて当該子と合衆国の間に、実体的な紐帯を維持させるような関係を育成する機会があることを証明することであるとしているが、この点について考慮する際に法廷意見は育成する機会があることに重点をおいて、実体的にそれがなされたかどうかについての配慮がされていない、ということ指摘した。そして同裁判官は、実際にそのような育成を行う関係が存在したとするならば、市民権の承継の決定に影響を与えるのは、その関係を育成する機会がいつ、どのように与えられたかではなく、実際にその関係があったという事実であるはずである<sup>63</sup>と主張した。

第四に同裁判官は、現行法上、子の出生の際に必然的にそこにいる母と、出生の際に自らの判断でそこにいた父とでは、実質的紐帯を育成する関係を持つ機会が同様にあるにもかかわらず、異なる扱いがなされることになることを指摘した。同裁判官はこの点について具体的には、母はその子の出生と共に市民権を承継することができるのに対して、父については、それに加えて何らかの行為をなすことが必要となるということ指摘して、この同様の地位にいる者の異なる扱いは、単に性別の相違によるものであり、このような取扱いは法の平等の保護の原則にそぐわないものである<sup>64</sup>とした。

第五に同裁判官は、法廷意見は、海外駐留の軍隊と海外旅行の増加により、米国民が外国の市民と関係を持つ機会が増加したことに留意しているが、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の規定がこの問題を解決する手段として許容されるものかという点については答えておらず、実際には法廷意見は、典型的な男性の無責任さを反映したものに過ぎない<sup>65</sup>と批判している。

#### 4. 検討

本件判決、1998年の Miller v. Albright 判決、2001年の Nguyen v. INS 判決では、合

---

63 *Id.*, at 84. ここで O'Connor 裁判官は、第309条 (a) 項 (4) 号 (8 U.S.C.A. § 1409 (a) (4)) の要件を満たすことが実質的に法廷意見の述べるような国の目的を達成することに有用であるということは困難であるとし、また、本件事実が示すように前述規定の要件を満たすことなしにも、法廷意見の述べる目的を達成することは可能である、とも指摘している (同裁判官の摘示するところによれば、本件原告は、1975年6歳の時に米国に渡来し、そこで原告の父と生活を共にしており、また、1997年には DNA テストにより99.98パーセントの確率で、両者の父子関係は証明されている。)

64 *Id.*, at 86. さらに O'Connor 裁判官はここで、このような取扱は過度に広範な性別の差異について一般化に基づくものである、としている。

65 *Id.*, at 94.

衆国外で出生した、合衆国市民の父による、子への合衆国市民権の承継に関する条件が問題とされた。このうち後二者の判決では、移民国籍法第309条（a）項（4）号（8 U.S.C.A. § 1409（a）（4））が定める、子が18歳になる前に宣誓の下で書面により認知すること等の条件が問題とされ、本件判決では、父である男性合衆国市民の合衆国における居住期間に関する条件が問題とされた。

これらの事件で問題とされたこれらの条件は、子とその父あるいは母との関係と市民権の付与の関係、及び子と父あるいは母を通じた合衆国との関係と市民権付与の関係との関係で問題とされている。この観点からするならば、これらの事例は、合衆国市民権の承継との関係で、個人と国の関係をどのように考え、それを確保するために、どのような条件を定めるかの問題にかかわる事例、ということができる。

このように問題をとらえると、政府の側からするならば、国外で出生した子への市民権の承継に際して子と国の間に一定の関係があることを求める必要があると考えることには一定の合理性があると解される。もっともその具体的な方法については各種の方法が考えられ、これら三つの判決で問題とされたように、この具体的な方法が、合衆国市民の側からみて、合理的でかつ各合衆国市民間で平等なものであることが求められるのは妥当と考える。

なお Miller v. Albright 判決及び Nguyen v. INS 判決は、子にかかわる親と子の関係に関する要件が問題とされたのに対して、本件で問題とされた要件は、子の出生以前の親の合衆国における所在に関するもので、子と合衆国の関係の観点からするならば、より間接的にしか関係のないものであり、また、子に市民権に係る価値等を承継する能力との関係でも、男性と女性で異なる要件を規定する必要があるとは考えられず、この点で本件判決は妥当と思われる<sup>66</sup>。

## おわりに

冒頭で述べた通り、国家の構成員としての国民の地位が、だれに、どのようなルールに従って承継されるかは、国家にとって重要な関心事項であるが、国家を構成する個人にとっても、自らがどこの国に属するのか、またその国との関係をその

<sup>66</sup> もっとも、そもそも Miller v. Albright 判決及び Nguyen v. INS 判決で問題とされた要件であるならば、男性と女性について異なる扱いをしてよいということはないと思われる。この点に関し、拙著『近代国家と市民権・市民的権利』第7章第7節第2款（信山社2016）。

子に承継するのか、あるいはできるのかということは重要である<sup>67</sup>。国家が個人から構成される人間の集団であることを踏まえるならば、国家の存立・継続との関係では、国家を構成する個人が理解・納得できる国家への所属及びその承継のルールを定めることは、むしろ国家にとって有意義であり、必要であるとも考えられる。

国籍の得喪の大部分は、個人の意思とは無関係に行われるということが指摘され<sup>68</sup>、また実際上も、出生時の国籍の付与は、出生した子の意思とは関係なく行われることを踏まえると、国籍の大半は個人の意思とは関係なく付与され保有されると思われる。このような状況を踏まえつつも、可能な限り個人の意思を反映し、公正な国籍の付与、移動を確保することが国籍法制度の目指すべき方向と考えられ、その点で本件判決については、一定の評価ができると思われる。

（元筑波大学非常勤講師）

---

67 この点について子供との関係で、子どもの権利条約7条は、子どもが国籍を取得する権利を有する旨規定しており、また、いわゆる女子差別撤廃条約9条2項は「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える」と定めている。

68 江川英文他『国籍法（第三版）』21頁（有斐閣1997）。